# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児 福祉手当等の支給に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大田区は、障害児福祉手当等の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

本業務において取り扱う情報は、利用者の支援を必要とする状況や世帯の収入等の状況など個人の機微なプライバシーに係る情報であることを認識し、担当部署によってシステムの操作範囲を限定する等の管理を行い、情報の不正利用を防ぐ対策をとっている。

## 評価実施機関名

大田区長

### 公表日

令和6年9月20日

[平成31年1月 様式2]

### I 関連情報

<u> </u>					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当等の支給に関する事務				
②事務の概要	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は経過的福祉手当の支給に関しての以下の事務を行う。 (1)障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の受給資格の認定の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答に関する事務 (2)障害児福祉手当若しくは特別障害者手当の氏名、住所変更や資格喪失の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務 (3)経過的福祉手当の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務				
③システムの名称	高齢障害システム、区民情報系基盤システム、中間サーバー				
o 杜中田   桂却コーノリク					

#### 2. 特定個人情報ファイル名

5. 評価実施機関における担当部署

①部署

②所属長の役職名

福祉部障害福祉課

障害福祉課長

提供情報ファイル 情報参照ファイル 情報提供ファイル 統合宛名番号ファイル 統合宛名情報ファイル 符号管理ファイル 庁内連携 ファイル 高齢障害システムファイル

ファイル 同断障告ノステムノ	ファイル 同即呼音ング・エファイル						
3. 個人番号の利用							
法令上の根拠	・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表の117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第38条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律関係)						
4. 情報提供ネットワークシ	ステムによる情報連携						
①実施の有無	<選択肢> 1)実施する [ 実施する ] 2)実施しない 3)未定						
②法令上の根拠	〈情報参照ができる根拠法令〉 ·番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ·行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の67の項及び第38条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律障害児福祉手当等支給関係)68の項及び第38条の2(特別児童扶養手当等の支給に関する法律障害児福祉手当等支給関係)89の項(条項未制定)(特別児童扶養手当等の支給に関する法律特別障害者手当支給関係)85の項及び第43条の3の2(福祉手当支給関係) 〈情報提供ができる根拠法令〉 ·番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号 ·行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の9の項及び第8条(児童福祉法医療費支給関係)12の項及び第10条の2(児童福祉法肢体不自由児通所医療費支給関係)15の項及び第11条の2(児童福祉法障害児入所医療費支給関係)19の項及び第13条の2(予防接種法関係)26の項及び第13条の2(予防接種法関係)56の2の項及び第30条(災害対策基本法関係)87の項及び第30条(災害対策基本法関係)87の項及び第44条(中国残留邦人等支援給付等関係)						

#### 6. 他の評価実施機関

なし

請求先

#### 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

事務の概要①~⑤について

大森地域福祉課 〒143-0015 大田区大森西1-12-1 03-5764-0654 調布地域福祉課 〒145-0067 大田区雪谷大塚町4-6 03-3726-4140 蒲田地域福祉課 〒144-0053 大田区蒲田本町2-1-1 03-5713-1505

糀谷・羽田地域福祉課 〒144-0033 大田区東糀谷1-21-15 03-3741-6646

※担当課は利用者の住所地による。

事務の概要④について

福祉部障害福祉課 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 03-5744-1251

#### 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先 〒144-8621 東京都大田区蒲田5-13-14 03-5744-1245

## Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[ 1,000人以上1万人未満 ]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上			
	いつ時点の計数か	令和	16年4月1日 時点				
2. 取扱者数	数						
特定個人情報	特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		500人未満	]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	]6年4月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[	発生なし	]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

# Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

# Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種	類				
[ 基礎 2)又は3)を選択した評価実施 されている。	項目評価書 布機関については	] 、それぞれ重	点項目評·		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 目評価書において、リスク	
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワ	ークシステュ	ムを通じた	た入手を除く。	)	
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[ 十分	である	]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用						
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[ 十分	である	]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分	である	]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託				[	]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[ 十分	である	]	-	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転	を(委託や情報提供	共ネットワーク	システムる	を通じた提供を	除く。) [	]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[ 十分	である	]	-	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続			[ 〇 ]接続[	しない(入手) [0	]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[		]	•	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[		]	:	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・2	<b>肖去</b>					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[ 十分	である	]	-	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
8. 監査						
実施の有無	[〇]自己点	検	[0]	内部監査	[ ] 外部監	查
9. 従業者に対する教育・啓	発					
従業者に対する教育・啓発	[  十分に	行っている	]	-	<選択肢> 1)特に力を入れて行って 2)十分に行っている	

# 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月16日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	課長 長谷川 正	課長 酒井 敏彦	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(人事異動に伴う所属 長名の変更)
平成28年6月16日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	福祉部障害福祉課 〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14 03-5744-1591	福祉部障害福祉課 〒144-8621 大田区蒲田 5-13-14 03-5744-1251	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(電話番号の変更)
	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年12月1日	平成28年5月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)
平成29年7月28日	>	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号 及び別表第二の67、68、69の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令の 別表第二67項関係:第38条(特別児童扶養手 当等の支給に関する法律障害児福祉手当等 給関係) 別表第二68項関係:条項未制定(特別児童扶 養手当等の支給に関する法律障害児福祉手当 等支給関係) 別表第二69項関係:条項未制定(特別児童扶 養手当等の支給に関する法律障害児福祉手 等支給関係) 別表第二69項関係:条項未制定(特別児童扶 養手当等の支給に関する法律特別障害者手当 支給関係)	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号 及び別表第二の67、68、69、85の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令の 別表第二67項関係:第38条(特別児童扶養手 当等の支給に関する法律障害児福祉手当等支 給関係) 別表第二68項関係:第38条の2(特別児童扶養 手当等の支給に関する法律障害児福祉手当等 支給関係) 別表第二69項関係:条項未制定 (特別児童扶養 手当等の支給に関する法律特別障害者手当 支給関係) 別表第二69項関係:条項未制定 (特別児童扶養 支給関係) 別表第二85項関係:第43条の3の2(福祉手当 支給関係)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(根拠法令の修正)
平成29年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 <情報提供ができる根拠法令 >	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人 情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する 法律の支給に関する情報」等が含まれる項(9、 12、15、16、19、26、30、56の2、57、66、67、85、 87、116の項)	・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限) 第7号 及び別表第二において第4欄(特定個人 情報)に「特別児童扶養手当等の支給に関する 法律の支給に関する情報」等が含まれる項(9、 12、15、19、26、56の2、87の項)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(根拠法令の修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠 <情報提供ができる根拠法令 >	別表第二10項関係: 第12案(児里福祉法賃用 徴収等関係) 別表第二19項関係: 条項未制定 (予防接種法 関係) 別表第二26項関係: 第19条(生活保護法関係) 別表第二30項関係: 条項未制定 (社会福祉法 関係) 別表第二56の2項関係: 第30条(災害対策基本 法関係) 別表第二57項関係: 第31条(児童扶養手当法 関係)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二9項関係:第8条(児童福祉法医療費支給関係)別表第二12項関係:第10条の2(児童福祉法肢体不自由児通所医療費支給関係)別表第二15項関係:第11条の2(児童福祉法障害児入所医療費支給関係)別表第二19項関係:第13条の2(予防接種法関係)別表第二26項関係:第19条(生活保護法関係)別表第二26項関係:第30条(災害対策基本法関係)別表第二87項関係:第44条(中国残留邦人等支援給付等関係)	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務付けら れない(根拠法令の修正)
平成29年7月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成28年5月1日	平成29年6月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成29年6月1日	平成31年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)
令和1年6月5日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長の役職名	課長 酒井 敏彦	障害福祉課長	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(様式変更に伴う記載項目変更)
令和1年6月5日	Ⅳリスク対策		新規追加	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(様式変更に伴う記載項目変更)
	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	令和2年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)
	Ⅱしきい値判断項目 1.対象人数及び2.取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日	2021/4/1	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)
令和6年9月20日		の番号の利用等に関する法律別表第一の主務	・番号法第9条(利用範囲)第1項 及び別表の 117の項 ・行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律別表の主務省令 で定める事務を定める命令 第38条(特別児童 扶養手当等の支給に関する法律関係)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令改正に伴う記載項目変更)
	II しきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱者数 いつ時点の計数か	2021/4/1	令和6年4月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(しきい値判定を再度行ったための変更)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月20日	I 関連情報 3.情報提供ネットワークシステムによる情報連携	省令で定める事務及び情報を定める命令の別表第二67項関係:第38条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律障害児福祉手当等新選係)別表第二68項関係:第38条の2(特別児童扶養手支給関係)別表第二69項関係:第38条の2(特別児童手支給関係)別表第二69項関係:条項未制定(特別児童手支給関係)別表第二69項関係:第43条の3の2(福祉手支給関係)別表第二85項関係:第43条の3の2(福祉手当支給関係) <情報提供ができる根拠法令>・番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)定「特別児童大養手当等の支給に関する情報」等の支給に関する情報)に「特別児童を表第二において第4欄(特に関する活作の支給に関する情報」等が含まれる項(9、12、15、19、26、56の2、87の項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の支給における特定の個人を識別である事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務及び情報を定める事務を記述といる。第11条の2(児童福祉法院の別表第二15項関係:第11条の2(児童福祉法院別表第二15項関係:第11条の2(児童福祉法院別表第二15項関係:第11条の2(児童福祉法院別表第二15項関係:第11条の2(ア防接種法関係)別表第二19項関係:第13条の2(予防接種法関係)別表第二19項関係:第13条の2(予防接種法関係)別表第二19項関係:第13条の2(予防接種法関係)別表別の表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表別を表	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の67の項及び第38条(特別児童扶養手当等の支給に関する法律障害児福祉手当等支給関係)68の項及び第38条の2(特別児童扶養手当等の支給に関する法律障害児福祉手当等支給関係)69の項(条項未制定)(特別児童扶養手当等の支給に関する法律特別障害者手当支給関係)85の項及び第43条の3の2(福祉手当支給関係)85の項及び第43条の3の2(福祉手当支給関係)*番号法第19条(特定個人情報の提供の制限)第7号・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条表の9の項及び第18条(児童福祉法医療費支給関係)15の項及び第11条の2(児童福祉法障害児入所医療費支給関係)15の項及び第13条の2(児童福祉法障害児入所医療費支給関係)19の項及び第13条の2(予防接種法関係)26の項及び第19条(生活保護法関係)	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられない(法令改正に伴う記載項目変更)